

農業委員会議事録 平成26年5月21日

霧島木質燃料材木置き場、一時転用

6号2番について報告します。

申請地は牧内公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また残高証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一時転用により木材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は14,325㎡であり、木材置場に利用するためには、相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は里道、南は道路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。一時転用の期間は平成26年6月1日～平成29年5月末日までで、一時転用終了後農地へ復元する計画のため妥当である。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

本当に農地に戻されるの？

平成24年6月16日に売買予約の仮登記がなされています。

2014/08/01 12:49 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)	調製	平成13年2月21日	不動産番号	3416000225727
地図番号	J13	筆界特定	余白	
所 在	国分市重久字桃ヶ迫		余白	
	霧島市国分重久字桃ヶ迫		平成17年11月7日行政区画変更 平成17年11月11日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2733番	畑	773 :	余白	
余白	余白	759 :	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和51年8月6日〕	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月21日	

権 利 部 ( 甲 区 ) ( 所 有 権 に 関 す る 事 項 )			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成5年6月16日 第9151号	原因 平成5年6月15日売買 所有者 始良郡溝辺町麓659番地1 山崎 輝夫 順位8番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月21日
2	所有権移転	平成19年6月8日 第11535号	原因 平成18年6月16日相続 所有者 霧島市国分重久734番地2 山崎 久幸
3	所有権移転請求権仮登記	平成26年6月16日 第13167号	原因 平成26年6月16日売買予約 権利者 鹿児島県霧島市国分中央三丁目12番 41号 霧島木質燃料株式会社
	余白	余白	余白

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。